

放射線診療における要配慮個人情報倫理的な共有を 目指す外来看護師の取り組み ——看護倫理の授業から——

A radiology care nurse's endeavor to bring forth the ethical sharing of patients' sensitive information: A report from a nursing ethics class

今枝 惇子^{1,†} 小西 恵美子²

Junko IMAEDA^{1,†} Emiko KONISHI²

キーワード：看護倫理、要配慮個人情報、放射線診断、職場慣行

Key words : nursing ethics, sensitive personal information, diagnostic radiology, workplace routines

要旨：看護師は実践のなかで倫理的な問題に直面することが多い。しかし、多くの場合、その状況に対処することに困難を感じている。倫理教育は、看護師が直面する倫理的問題を熟考し適切な行動に向けて進むことを支援する。博士前期課程の看護倫理の授業において、外来で放射線診療に従事する学生が、患者にとってセンシティブな個人情報（放射線診断画像）が、当患者に無断で、第三者に共有されている日々の状況に違和感を表明した。教員は、関連する倫理的・法的概念を含むテーマを検討することで当人の問題意識を掘り下げることを提案した。学生はこれらテーマの検討から、当該の状況は倫理的・法的に正当化されないと結論し、患者を守る行動に自信をもってつなげていった。

Nurses often face ethical issues in their practice, but in many cases they find it difficult to act on these issues. Ethics education assists nurses to think through ethical quandaries and to proceed with the appropriate action. This paper reports on a nurse's ethical concerns and the actions needed to create a better practice. In a master's course in nursing ethics, a student who practiced outpatient radiology care expressed concern that patients' sensitive information (e.g., diagnostic images that reveal private body parts) was routinely shared with third parties without their consent. The ethics professor suggested that the student explore her concerns by examining themes that included relevant ethical and legal concepts. The student concluded that the sharing of patients' sensitive information with third parties lacking their consent is neither ethically nor legally justified. The student has gained confidence so that she can take action to safeguard the patients' sensitive information.

1. はじめに
大学院「看護倫理」の授業において、専門看護師

(以下、CNS) のコースを専攻する学生 (第1著者、
以下「学生」) が、「日々の外来診療では、当たり前

1 長野県看護大学看護学研究科博士前期課程 Pre-doctoral Programs, Graduate School of Nursing, Nagano College of Nursing

2 鹿児島大学医学部 Faculty of Medicine, Kagoshima University

† 連絡先：今枝惇子 (ns247003@nagano-nurs.ac.jp, poyojun@hotmail.com)

のように、患者に断わりなく、放射線診断画像を第三者に見せることが行われている。私はこれに対して違和感がある」と、看護倫理の授業を受ける目的を挙げていた。

教員（第2著者）は、「たしかにこれは、最近の自分の患者体験に照らしても、多くの病院にみられる慣行のようだ。私自身も、なんとなく漠然と受け入れていた」と気がついた。医療情報の専門家（謝辞参照）に尋ねると、学生が違和感があるという状況は、2017年に導入された「要配慮個人情報」の取り扱いに関わる問題であることを知った。患者にとってセンシティブな情報の取り扱いについて、学生が看護師としての感覚で問題意識をもっていることに感心した。そして、「違和感がある」ということは、「これはおかしいと感じているに違いないが、その是非をはっきりとは判断できずにいるようだ。その判断ができれば、看護師としての行動を自信をもって考えることにつながる」と考え、次の課題を示して学生の違和感を掘り下げてもらうこととした。

- ・あなたの問題意識を、主語を明記した文章にしよう
- ・要配慮個人情報について調べよう
- ・関連すると考えられる倫理的・法的な概念なども調べよう
- ・それらに基づきあなたが違和感をもつ状況の是非を根拠をもって述べよう
- ・CNSの立場でのその状況に対する現実的な改善策を考えよう

学生はこの課題に取り組み、当状況の是非を倫理的・法的に判断し、看護師としてアクションにつなげていく過程を、看護倫理の授業で発表した。本稿は、学生の発表内容を報告し、看護実践は常に倫理と共にあるということを述べる。

II. 課題への学生の取り組み

1. 外来での放射線診断画像の共有に対する違和感

放射線は、診断・治療に用いられ現在の医療には欠くことができない存在として日本では多くの診療場面で用いられ浸透している。放射線診断画像は、可視化され、医療従事者、患者、家族、ときに研修医・医学生・看護学生も見ることがある診療情報である。私はそのような環境で実践をしている外来看護師である。私は、外来の診療場面で違和感を抱い

た経験がある。それは、診察のときに、患者の放射線診断画像を、患者に断わりなく、同席している第三者に見せるという行為がしばしばみられることに対してである。皮膚科・泌尿器科・婦人科・乳腺外科等ではプライベートな部位の画像が含まれることもある。しかし、診察時に放射線診断画像を第三者に見せてよいかについて、患者への意思確認はほとんど行われていない。一緒に働いている診療放射線技師（以下、技師）と雑談をしているとき、技師は裸を見られるより自分のレントゲンやCTなどの画像を同僚に見られるほうが恥ずかしいと話した。その発言は、放射線診断画像を患者以外の第三者に見せる行為について看護師である私が深く考えるきっかけとなった。そして、放射線診断画像は個人情報であり、画像が自分以外の第三者に見られることは羞恥心を伴い精神的苦痛につながりうる、ということに気がついた。そのような視点から捉えると、泌尿器科や婦人科、乳腺外科の患者では、患部の放射線診断画像に対して羞恥心を抱くことは当然である。さらに、外来看護師のなかに、患部の写真撮影を躊躇した患者を見たことがあるという発言が聞かれたことも忘れられない。看護師はどう対応したらよいのだろうか。

外来看護師が外来看護について話し合う月例会議（以下、外来会）において、「デリケートゾーンを含む写真をとること・家族も含む第三者に見せること」をテーマに倫理カンファレンスが行われた。そのなかで、放射線診断画像については、家族や同席者に放射線診断画像を見せることを支持する考えをもつ看護師からは、「画像があることで病気の現状を知ることができる、そして患者さんも家族も目で見て治療効果を確認することができるから画像を家族や同席者に見せることは必要だと思う」、「診察で放射線診断画像を見せるとき、その都度家族に診察室の外に出てもらうのはどうかと思う」と意見が出た。他方、家族や同席者に放射線診断画像を見せることを支持しない考えをもつ看護師からは「患者さんの立場からすると、家族に見られたくない部分の画像はある。しかしそのことを医療者には言いにくい」、「家族のなかには先生の話は聞きたいが画像を見たくない人もいると思う」という意見が出た。そのほかには、「画像は個人情報で患者さんのものだから同意が必要なのではないか」と個人情報や同意がないことを問題視する意見がでた。会議に参加

した看護師ひとりひとりが、放射線診断画像について考えや意見を出し合うことはできた。しかし、どうすることが正しいのかわからず、議論はそこまでだった。私が目指す CNS の役割のひとつに倫理調整がある。私は、倫理調整は、自分自身が倫理について正しい知識をもち理解していなければその役割を担うことはできないと考えている。今回の議論は、外来看護師として放射線診断画像の倫理的な扱いについて考える動機につながった。

2. 問題の掘り下げ

私が違和感をもった状況は「要配慮個人情報」の第三者提供に関わる問題であると教員から示唆され、その課題をふまえて以下の検討を行った。

1) 要配慮個人情報の取扱いに関する主な法的事項

(1) 定義

「要配慮個人情報」とは、「個人情報保護に関する法律」(以下、個人情報保護法)、第2条第3項で、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義されている。

(2) 医療や介護において要配慮個人情報に該当するもの

これについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」により、要配慮個人情報に該当するものとして、「診療録等の診療記録や介護関係記録に記載された病歴、診療や調剤の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について医療従事者が知り得た診療情報や調剤情報、健康診断の結果及び保健指導の内容、障害(身体障害、知的障害、精神障害等)の事実、犯罪により害を被った事実等」が挙げられている(p. 10)¹⁾。すなわち、放射線診断画像は要配慮個人情報に該当する。

(3) 要配慮個人情報である放射線診断画像を第三者に見せてよいか

上記「ガイダンス」は、「要配慮個人情報の取得や個人データの第三者提供には、原則として本人同意が必要である」(p. 11)¹⁾と述べている。したがって、放射線診断画像は患者本人の同意なしに第三者に見せることはできない。ただし、これには「原則として」がついており、意思決定能力が欠如

している患者の場合は、医療者はその放射線診断画像を第三者に見せることが患者にとってよいことなのかどうかを、可能ならば家族を交えて、検討する必要がある。

2) 放射線診断画像の倫理的な共有のために外来看護師に求められること

前項から、放射線診断画像は「要配慮個人情報」であり、患者の同意を得ずに、患者以外の者に見せることはできない、ということを確認した。すなわち、私が違和感を抱いていた状況は法の定めには則っていないことを意味する。それだけではなく、これは患者にとっては、「ひとに見られたくない私のセンシティブな情報が、私に断わりなく他人に見られている」状況であり、患者の尊厳と自律を傷つける非倫理的な行為でもあるのだ。このような状況は速やかに改めなければならない。

そのために、外来看護師は患者を守るため、まず、要配慮個人情報について正しい知識をもつ。そして、共に働く医師等の他職種の人々に、放射線診断画像は要配慮個人情報であり、法的・倫理的に適切な取扱いが求められていることを伝える。そのうえで、外来看護師には患者の意思を尊重した診察環境を提供する重要な役割があることをふまえ、日々の診療において各患者から次の事項を確認し、それを担当医師と共有する：①家族等の同席者の有無、②その同席者に患者の放射線診断画像を見せてよいか否かの意思、および、③担当医師以外の医療関係者(臨床研修医、学生、その他の見学者等)に放射線診断画像を見せてよいかの意思。なお、これらの確認事項については、できるだけ早期に、チェックリスト等の書面を作成し、患者に記入してもらうようにする。

3) 外来での放射線診断画像の倫理的な共有のために CNS に求めたいこと

CNS は倫理調整の役割を担っていることに鑑みて、私は次のような教育的活動を求めたい。

- ① 外来看護師を対象に看護倫理と要配慮個人情報について学ぶ場を作る。
- ② 外来で働く医師等の他職種に、要配慮個人情報の適切な取扱いについて教育する。
- ③ 外来に、日々の実践上の気づきやもやもや、あるいはよい実践などを、多職種でオープンに話し合う場をつくり、運営する。

III. 終わりに

本稿は、外来看護師である学生が、職場の慣行に対して抱いていたもやもや感を出発点に、看護倫理の教員の示唆と伴走のもと、倫理的・法的視点から状況を掘り下げ、その状況の是非を判断し、現実的な改善策の提案に至った過程を報告した。

学生は、前項の内容を看護倫理の授業で発表したあと、「私のもやもやが晴れました」と言った。「外来で、現場のもやもやを語る会をできるだけ早く始めたい」とのことで、この慣行に対する今後の改善を期待している。教員も非常に多くを学んだ。看護師が倫理を学ぶ必要性和意義はこういった点にあると思う。

チャンプリス²⁾は、「ルーチン化により、病院独特の正常概念がつくりだされる」(p. 245)という言葉とともに、看護における倫理を真剣に議論すれば、倫理学がより広い組織的な問題となっていくとして、ナースには「独自の倫理的考察が必要である」(p. 115)、「看護倫理は、多くの意味で、広く組織生活における倫理にも通じる」(p. 117)と述べている。看護実践は常に倫理と共にある。看護師は、どの領域にあって、実践に潜む倫理に注意を向けることが大切である。それぞれの現場の看護師が、看護師の立ち位置から看護師らしく倫理を考えることは、よい医療に資するとともに、看護師だけでなく患者・家族、またほかの医療従事者の幸福につながる。

倫理的配慮

本稿は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」³⁾における「研究」には該当しないため、研究倫理審査は受けていない。個人情報の保護に関しては、「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」⁴⁾に拠って配慮した。

謝辞

本稿に関連する法的事項に関して重要な助言をくださった前田樹海博士（東京有明医療大学教授）、大変ありがとうございました。また、本稿の内容と英文推敲に貴重な助言をいただいた、Anne J Davis 博士（長野県看護大学および University of California, San Francisco 名誉教授）、Sho Aoyagi 博士（educator, author）、および Selma Burkom 博士（retired dean and prof. of English, San Jose State University）に感謝いたします。

研究助成

本稿はどの機関からも研究助成は受けていない。

利益相反

本稿における利益相反は存在しない。

引用文献

- 1) 個人情報保護委員会・厚生労働省. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日、令和 6 年 12 月一部改正）. <https://www.mhlw.go.jp/content/001235843.pdf>（検索日：2024 年 9 月 25 日）.
- 2) Chambliss DF. Beyond Caring: Hospital, Nurses and the Social Organization of Ethics. The University of Chicago Press, Chicago, 1996. (浅野祐子訳. ケアの向こう側：看護職が直面する道徳的・倫理的矛盾. 日本看護協会出版会, 2002).
- 3) 厚生労働省. 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（平成 6 年 4 月 1 日）. 001087864.pdf (mhlw.go.jp)（検索日：2024 年 9 月 10 日）.
- 4) 外科関連学会協議会. 症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針（Last Update: 2024 年 9 月 19 日）. プライバシー保護ガイドライン | 日本外科学会 (jssoc.or.jp)（検索日：2024 年 9 月 25 日）.